

函館大学
hakodate university
紙上公開講座

毎週金曜日掲載

教授 片山 郁夫

前稿(6月26日付)で紹介したように、意図的な「連結外し」だとおぼしき事案の出現は、当時の「持株比率」による連結範囲判定基準を逆手にとることに由来するものでした。たしかに、持株数という「基準を満たしている」のだから「違反ではない」という理屈にはなります。しかし、

102

支配力基準

連結範囲の実質化へ

実質をこそ重視し優先する会 機関を「実質的に支配」して 占める場合は当然のこととして、どんな新^{あいつ}手が出現しないとの観念からは、必ずしも容 認できるものではありません。子会社だとして連結すべきこととされました。これに 上記の形式的「抜け穴」を より、たとえ持株比率だけを 存在し合算すれば過半数にな べきこととされました。これに 行^{あいつ}う協力的な株主(企業)が 定条件が付加されるかもしれ ません。あるいは、かかる従 来の細則主義によるのでは なく、「原則主義」化への国 際的流れに沿った変化を見せ 予断は許されませんが、い

ふさぐべく、再び制度が改め 下げたとしても連結範囲から 場合をはじめ、該当する諸

られました(適用は1999 外すことはできなくなったわ 条件が具体的に挙げられてい ます。極端な話、持株ゼロで 年以降)。まさに「いたちご けです。ただし、今度は、「実質 連結(ゼロ連結)されうる

つこ」なのですが、新たに導 入されたのは「支配力基準」 支配」とはどういう状態をい ます。すなわち、親会社の持 ちのうのか、その内容をどう判 断 かくして、連結範囲の判定 基準は実質化されました。し 株比率が50%以下であって するかどうかという問題にな 基準は実質化されました。し ても、当該他の会社の意思決定 ってきます。持株が過半数を かし今後も、社会の変化次第

が、従前にも増して拡大し重 くなるのは確かなことでは しょう。

を監査する側(公認会計士・ 監査法人)の判断および責任